特定非営利活動法人 OD Network Japan 細則（内規）

（細則制定の目的）

この細則（内規）は、特定非営利活動法人 OD Network Japan 定款第 58 条に基づき、透明で公正な規範を制定し、もって継続的な公益活動を行う拠り所として、組織、事業の円滑な運営を図る事を目的とする。

会費細則

2015 年 3 月 13 日

附則 6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規程にかかわらず、次に掲げる額とする

（1）入会金　正会員　（個人）5,000 円

（団体）50,000 円

（2）年会費　正会員　（個人）入会年度は無料、翌年度より 10,000 円

但し、入会年度無料に関しては、1 回限りの適用とする

（団体）入会年度より 50,000 円

役員細則

2016 年 4 月 12 日 理事会決定

（1）第 3 章第 13 条により、年次大会の円滑な運営を図るため、大会委員長の引継制を導入する

（2）大会委員長を大会前年、本年、後年の 3 年間、准理事、理事（1 期 2 年）とする

会議細則

2016 年 4 月 12 日 理事会決定

（1）第 27 条　各正会員の表決権は平等なものとする。

年会費納入者と未納者の公平性を期するため、総会開催日より 10 日前の時点で、年会費未納者については表決権を持てないものとする。